

異動届出書の書き方

(特別徴収に切替する)

特別徴収に切替え — 年税額の残額を事業所で徴収し、納付する方法

平成28年11月1日付で入社の場合

年税額	1期分(6月30日納期限)	2期分(8月31日納期限)	3期分(11月30日納期限)	4期分(1月31日納期限)
6,300 ^円	1,800円	1,500円	1,500円	1,500円

(ア) 6,300円
 徴収済額(イ) 3,300円
 未徴収税額(ウ) 3,000円
 〔特別徴収に切替える額〕

記載例

給与所得者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	特別徴収開始予定月
フリガナ	ヌマヅ ハナコ	普通徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)		
氏名	沼津 花子 (旧姓 戸田)	円	2 期まで 納付済	円	平成	11 月分から
生年月日	昭和・平成 ○年 ○月 ○日	6,300		3,000	28 年	(12月10日納期限分)
1月1日現在の住所	〒 沼津市 戸田○○-△△		3,300 円		11 月	特別徴収を開始します。
現在の住所	〒 同上				1 日	
異動事由	①入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他 ()			普通徴収 分納税通知書番号	(不明の場合は省略可) ○-○○○○○-○-○○	普通徴収 での口座 振替
注意事項	1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、納期末達分については、本人あて送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。					

●本市への届出書の到着が11日以降となった場合、到着月に特別徴収税額の決定・変更通知書等をお送りできませんので御了承ください。